

S & I BANGKOK NEWSLETTER NO.157

2007.9.25

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 253 Asoke 23rd Floor, Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)

Bangkok 10110, Thailand

E-Mail : iguchi@mx1.nisiq.net

(注 : mx1 の「1」は数字です。)

iguchi@loxinfo.co.th

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

(取材編集協力) 有限会社 S & I J A P A N

〒151-0062 東京都渋谷区元代々木町6-1 スズキビル105号,

TEL03-5453-2005. FAX03-5453-2006 siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp (担当 : 矢守章子)

<http://www.s-i-asia.com/s-i-japan/s-i-japan.htm>

CopyRight © S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

～事務所より～

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを8月25日付けで更新しました。

～編集者より～

ミャンマー情勢が悪化し始めた。安定を保っていた軍事政権が危機に立たされるのだろうか。西欧マスコミが伝える情報にはバイアスがある。バンコクから見ると、タイ南部の反政府活動による死者の方がはるかに多く、深刻である。イラク戦争の被害状況と比較しても遜色がない規模である。考えすぎかもしれないが、米国を含め自国の世論をイラクやタイ南部から目をそらすためにマスコミがミャンマー情勢を利用しようとしているような気がしてならないのだが。

クーデターから丁度1年経った。タイの政府役人達から聞こえてくる軍事政権への評判は相変わらず芳しくない。パーツ高騰にも関わらず今年第二四半期輸出が昨年同時期比6.7%の伸びを達成したが、他の国と比べてGDP成長率が4.4%と低迷している。しかしながら、輸出先別に見る割合は、米国、日本、欧州向けが全て減少に転じているのに対し、中国向けなどは、逆に増加しているのである。そういえば、巷に氾濫する中国果物もその一部なのであろう。タイ中国経済連携協定による野菜果物への無関税化は、庶民が行き交う市場

への影響はさらに多大なものになってきている。景気の指標として良く引き合いに出される自動車販売台数は、今年上半期に 12.6%減となっていたものが、この 7、8 月にプラスに転じている。確かに、路上で見かける新車の数が増えているのを実感することができる。12 月総選挙まで、どのような経済情勢となるのか。そして新政府は、どのような政策を採るのであるのか。

早くも 12 月総選挙後の新政権に対して、知的財産分野における政策注文が出され始めている。医薬品特許にかかる強制実施権行使への政策継続である。現政権の政策を踏襲してほしいとマスコミ及び民間団体から声が挙がっている。前々回のニュースで、強制実施権を行使してもタイ自国で医薬品を製造できない矛盾（矛盾ではないのかもしれないが、とにかく現実のタイ医薬品自国製造能力とタイ世論が「自国で製造できると」政府に期待していたものとは全く違ったのである）を指摘した。最近マスコミが報じているのは、タイ政府が買い付け話を持ちかけていたインドのジェネリック医薬専門会社から技術援助を受けて、タイ本国でも製造できるように計画を立てたと伝えている。あくまで私の個人的な見解だが、無理だと思っている。残念ながら。。

このような政策の流れは、これから恐らく長期に渡って議論される特許法改正案にも影響を及ぼすものである。今、政府内部で議論されている特許法改正案の一番大きな課題は、強制実施権の手続き明確化と医薬品特許への特別な取り扱い規定である。明らかに医薬品特許への差別的取扱いは WTO 違反であるにも拘わらず、その改正を何故かまともに政府内部で議論を進めているのである。1999 年の特許法改正の際に、旧法にあった医薬品の消費者価格についての条項を全て削除した経緯がある。この時は、WTO 加盟に沿った改正であると政府が発表した。しかしながら、再びこれに逆行する動きが政府部内で出てきているのである。何故、強制実施権ではなく医薬品価格統制法とでも名付けて知的財産権から分離して議論できないのか。何故特許法にそれほど拘るのか理解できないでいる。傍らで眺めている我々は実に歯痒い思いである。

タイ政府が独自で開発している特許電子出願システムが、来年初めに第二バージョンを実行する計画となっている。その前段階で試行テストを 10 月より開始する。まだデータを電子化して政府に送り届けるだけで、会計処理や番号通知などの基本機能は無いものだが、弊所もこのテストに参加するハメになってしまった。行き掛かり上、仕方が無かったのだが、特許や意匠の審査処理が遅れているため、弊所が抱える遅延案件をリストにしてタイ政府に先月提出した処、政府内部の電子化処理が遅れていることも原因であるとの政府からの回答を得、逆に政府から「協力して下さい」との要請を受けてしまった。今日明日にもパソコンに出願ソフトを載せて、マジメに試行テスト参加をしなければならない。今、当に弊所内で準備をしているところである。

～シンガポールで P2P ソフトを使って違法ダウンロードをしたユーザーの個人情報を求める裁判～

シンガポールの Odex 社は、PacNet 社に対し同社の日本アニメを違法にダウンロードして

いたユーザーの個人情報開示を求める裁判を起こした。Odex は同社のコンテンツの違法ダウンロードに利用されている BitTorrent プロトコルは、そのアクティビティの検出を認めているのと同じことだと主張している。BitTorrent プロトコルは P2P を用いて個人のコンピュータのハードドライブをリンクし、サーバーを介すことなくコンテンツの交換を可能にする。このプロトコルを使ってコンテンツをダウンロードしようというユーザーがいる一方で、コンテンツのオーナーは同じ技術を使って違法アクティビティを実行しているコンピュータの IP アドレス特定しようと努力し、加入者の個人情報を開示するようプロバイダーの提訴を試みている。裁判所はプロバイダーに対し違反者の個人情報を開示するよう命令することができる。

(2007 年 9 月 8 日、シンガポールストレイトタイムズ)

～タイ保健省が Novartis 社からの寄付提案を受け白血病治療薬 Glivec への強制実施権行使を中止～

タイ保健省は昨日、スイス Novartis International AG 社が特許権を持つ白血病治療薬に対する強制実施権行使を取りやめると発表した。これは同社からタイの慢性骨髄性白血病患者の需要を満たすだけの Imatinib (商標 Glivec) を寄付するとの確約を受けたためである。タイ政府は米国大使より 7 月 20 日付で強制実施権の行使を中止するよう要求する書面を受け取っているが、深刻な疾病の治療薬の入手を容易にするため今後も強制実施権行使を続けていく構えである。

(2007 年 8 月 25 日、バンコクポスト)

～タイの医薬品研究者が予算不足により新薬開発が困難になっていると主張～

タイ、ピサヌローク県で 200 名以上の科学者と研究者が参加し National Research Council of Thailand と Naresuan 大学主催の「Drug Discovery: From Discovery to Development」会議が開かれ、この席で National Research Council of Thailand の化学・薬学研究グループの Montri Chulavatnatol グループ長は薬学研究の予算不足を訴えた。同氏は、政府は医学研究に 160 億バートの予算を当てているが、このうち薬学研究への割り当ては 1 億バートで、この予算では動物実験や臨床実験などを含む新薬研究には不十分であると述べた。同氏は新薬開発を進めるには少なくとも 250 億バートの予算が必要で、予算不足によりタイは未だオリジナル医薬品を製造するには程遠く輸入に頼らざるを得ないと指摘し、国内の医薬品研究者と化学実験室も 2,000 しかなく、この数も不十分であると語っている。

(2007 年 8 月 25 日、タイネーション)

～タイの公衆衛生問題関係者が強制実施権への支援と医療システムの改善の必要性を指摘～

タイ政府の医薬品特許に対する強制実施権行使について、公衆衛生問題に携わる人々からは強制実施権を国家の重要課題として支援し、安価な医薬品を入手できるよう医療システム改善を求める声が聞かれる。チュラロンコン大学薬学部の研究者である Jiraporn Limpananont 氏は、医療問題活動家と有識者は総選挙後の強制実施権の行く末を懸念し、全政党を観察していると話す。政府医薬品局研究開発所の副所長である Achara Eksaengsri

氏は保健省が心臓疾患治療薬に対する強制実施権を発動し安価な（ジェネリック）医薬品の輸入に成功した実績があることから、新政府が新薬に強制実施権を行使するのは難しくないとする。National Research Council of Thailand (NRCT) の化学・薬学研究グループの Montri Chulavatnatol グループ長は、政府は強制実施権の期間が満了した後の医薬品と医療について考えておく必要があると述べている。NRCT の Jomjin Chantrasakul 上席研究員は開発費が高く政府からの補助も少ないことから地元企業が新薬を開発するのは困難であると指摘し、タイには製薬会社が 164 社あるがこれはすべてジェネリック医薬品メーカーであるため、タイは医薬品を海外から輸入し医薬品は元の値段の 3 倍程度で売られることになるという。同氏は強制実施権が終了した後に備えて医療危機を防ぐべく、投資の障害を取り除き、地元製薬会社による新薬開発を進めていかなければならないと述べた。（2007 年 8 月 26 日・8 月 29 日、タイネーション）

～タイで王女の絵画の模倣ポロシャツを押収～

タイ警察 Crime Suppression Division は昨日ボーベーパー卸売市場の 3 店舗で Her Royal Highness Crown Princess Maha Chakri Sirindhorn（シリントン王女）の描いた絵を付した模倣ポロシャツ 967 枚を押収し、店の経営者を逮捕した。逮捕された経営者のうちの一人は、王室の公式グッズを販売している Phu Fa Shop の許可を得ずに製造されたとは知らずにこの商品を工場から購入したと主張している。Phu Fa Shop 副マネージャー Tharisa Ketuthat 氏は、王室メンバーの絵画やアート作品を許可なく商業目的に使用する行為は、故意でなかったとしても法律違反に当たると、著作権侵害について警告している。

（2007 年 8 月 31 日、タイネーション）

～タイ-イタリア商工会議所がタイ政府に知的財産権に対する社会意識向上への努力を要請～

タイ-イタリア商工会議所の Federico Bogna 事務局長は昨日、タイは多くのアジア諸国と同様に知的財産権侵害の取締りを強化しているが、タイ政府は模倣品が数多く出回っているという事実に対する社会意識を更に向上させるべく努力する必要があると述べた。同氏は、タイはこれまでのように低い労働コストの製造業に依存することはできず、付加価値のあるハイテクノロジー産業に踏み込む時期に来ており、それには知的財産権についてより関心を払う必要があると指摘し、政府は知的財産権侵害により産業の成長が妨げられる前に偽造医薬品により消費者の安全が脅かされている医薬品など全ての分野において、知的財産権問題への意識向上を推進しなければならないと語っている。食品医薬品局によれば今年上半期、偽造医薬品を販売していた 33 名が逮捕され、34 万 900 点が押収されている。昨年は 285 件事件があり、7 万 4,500 点が押収された。検察局は、今年 8 月までにタイでは著作権侵害事件が 2,614 件、商標事件が 2,087 件、特許侵害事件が 2 件あったと発表している。

（2007 年 9 月 12 日、タイネーション）

～タイが強制実施権を行使した医薬品の輸出について Sanofi 社がインドの製薬会社へ警告文書を送付～

Sanofi Synthelabo 社はインドの製薬会社に対し、Sanofi 社の心臓疾患治療薬 Plavix のジェネリック医薬品 Clopidogrel の対タイ輸出について警告を行った。タイは1月25日に同薬特許に対する強制実施権を行使して以降、Clopidogrel の輸入準備を進めていた。保健省コンパルソリーライセンシング委員会の Wichai Chokewiwat 委員長は Sanofi 社が警告書を送った経緯についてはわからないとしながら、インドの製薬会社がタイに Clopidogrel を輸出した場合、特許法の下、民事及び刑事犯として罰せられるという内容であったと明かした。タイ食品医薬品局は現在 Clopidogrel を製造するインドの製薬会社に対し、強制実施権は適切かつ明確に行使されたものである旨保証する準備を進めている。Wichai 氏は強制実施権は既に行使されているので、Sanofi 社にはこれに影響を与えることはできないとし、食品医薬品局から同社に対しその旨文書で伝える用意があると語っている。Clopidogrel の第一便は来月到着する予定で、これによりタイ政府は14億バツのコストを削減でき、患者の同薬入手率は12%上昇すると見られている。

(2007年9月1日、タイネーション)

～タイの医薬品に対する強制実施権行使に国連の支援を要請するよう国連開発計画が呼びかけ～

スリランカのコロomboでエイズ治療薬の販売とアクセスについてのシンポジウムが開催された。この席で国連開発計画アジア太平洋地域の貿易投資イニシアティブの代表 Cecilia Oh 氏はタイの医薬品に対する強制実施権行使について、タイ政府は発展途上国に必要な政策推進に危険を恐れず立ち向かう必要があり、それにより人々は致命的疾患の治療薬を入手できるようになるとの考えを述べ、タイ政府はこの計画を円滑に進められるよう国連開発機構に経済的社会的影響を評価する上で技術的支援を要請すべきだと語った。強制実施権行使を監督しているタイ政府医薬品局の Vichai Chokevivat 局長は国連との協議プロセスは長期化する可能性があり、現在の軍部が介入した政府の政権期間にはおそらく間に合わず、次期政権がこれを続けるかどうかも定かではないと述べている。

(2007年9月2日、バンコクポスト)

～タイ商務省が日タイ経済連携協定による輸出拡大に期待～

11月1日に施行が予定されている日タイ経済連携協定(JTEPA)により、米国や欧州など他の巨大貿易相手国と比較しタイの貿易リスクは軽減されるものと期待されている。Rachane Potjanasuntorn 輸出振興局長は昨日、両国は11月1日の施行に合意しており、今年最後の2ヶ月間の輸出を促進することになると期待していると述べた。JTEPAの施行に食料品、繊維・衣服、宝石及び宝飾品などよりタイの主要な輸出品の関税が引き下げられ、タイの果物や農作物数種の輸入割り当ての引き上げが見込まれている。Krirk-krai Jirapaet 商務大臣は9月21日から30日まで日本を訪問し、有望なセクターの輸出・製造業者とともにタイ製品・サービスのプロモーション活動を行う。日本は米国、欧州と並んでタイの主要輸出相手国である。以前は米国、続いて欧州への輸出が多かったが、特に米国の不透明な経済と予期せぬ要因により商務省は他国への輸出拡大を急ぐこととなった。

現在タイの対米国輸出は全体の 12.9%、欧州は 13.4%、日本は 12.4%である。今年 7 月までのタイの輸出総額は 834 億 1,000 万 US ドルであった。同じ期間の対中国輸出は 9.3%、中東は 5.3%であった。

(2007 年 9 月 14 日、タイネーション)

～タイのフランチャイズビジネスの日本展開を JETRO が支援～

JETRO ではタイ輸出振興局と協力し、タイのフランチャイズカンパニーに対し日本市場へ進出するビジネスモデル形成を支援している。SPA やレストランなどのタイのサービス産業の日本へのフランチャイズ展開を支援する継続プランの一環として、JETRO フランチャイズエキスパートの海江田哲氏が先にタイを訪れた。海江田氏は日本ではフランチャイズビジネスが活発で市場シェアの 30%を海外フランチャイズが占めていると語り、タイのフランチャイズはオリジナリティー、独特な職業哲学、会社経営者の能力、優れたフランチャイズ構造、質の高いサービス研修など類まれな力を持ち合わせていると指摘した。日本で 2005 年に登録されたフランチャイズブランド 1,146 件のうち、457 件が飲食店であり、そのブランドの下 5 万 6,865 店舗の飲食店が展開し、年間 40 億円を売上げていると同氏は語っている。

(2007 年 9 月 18 日、タイネーション)

～タイ国民医療保障庁が医薬品 4 種について特許権者と値下げ交渉開始予定～

タイ国民医療保障庁 (National Health Security Office) の Sanguan Nitayarumphong 事務局長は昨日、Imanitib、Docetaxel、Erlotinib 及び Letrozole の医薬品 4 種について、特許権者との医薬品の値下げ交渉を始めるべく保健相に要請する予定であると語った。この 4 種は潰瘍、高血圧、糖尿病などの疾病治療に用いられる数多くの医薬品の中から厳選されたもので、Imanitib は白血病、消化管間質腫瘍、Docetaxel は肺癌及び乳癌、Erlotinib は肺癌、Letrozole は乳癌治療に用いられる。Letrozole の正規品は服用一回分で 230 パーツするが、ジェネリック版の値段は 6 パーツに過ぎないということである。

(2007 年 9 月 24 日、タイネーション)

～中国の科学技術の発展について OECD が経済成長のレベルに追いついていないと指摘～
OECD は中国の科学技術省と共同で昨日発行した報告書で、科学技術イノベーション促進においては大幅な前進が見られるが、特許やその他の知的財産保護強化のため官民の更なる連携及び競争市場への改革が最重要課題であると指摘した。中国における研究開発費は 2005 年 300 億ドルと 1995 年に比べ 19%上昇しており、世界第 6 位である。中国は現在一般教育とともに技術的専門知識教育についても支援を強化している。しかし特許やその他のイノベーションへの適切な保護が行われていないことから、外国企業は侵害のリスクを恐れ技術シェアに乗り気ではない。同じ理由で中国人イノベーターも自身のイノベーションの商業化を避けている。OECD の報告書では法的措置、特にローカルレベルの法的措置の大幅な改善が必要であると書かれている。知的財産権侵害は品質の低さと相まって中国企業の国内外での評判を落としている。

(2007 年 8 月 28 日、バンコクポスト)

～ASEAN 諸国にオーストラリアとニュージーランドが **Trips-plus** 要件を要求～
ASEAN-オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定（ANNZFTA）の最終的詳細策定の会議において、オーストラリアとニュージーランドは ASEAN 諸国に **Trips-plus** コンセプトの包括を求め、その代替として ASEAN 諸国からの輸入拡大を提示した。**Trips-plus** とは特許や商標の保護期間延長、ジェネリック医薬品登録の制限など、より厳格な要件で先進国がこれを求めている。ASEAN 諸国は発展途上国には困難な問題を引き起こす材料になるとして、この提案を受け入れない構えであるが、シンガポールやマレーシアは米国との自由貿易交渉においてこの種の提案を受け入れているため賛成を表明している。
(2007年9月19日、タイネーション)